

8

出題頻度



老齡基礎年金



■ 国民年金の保険料

- 平成30年度まで、月額16,900円(法定額)
平成31年度以降、月額17,000円(法定額)
- 実際の保険料は、

法定額 × 保険料改定率

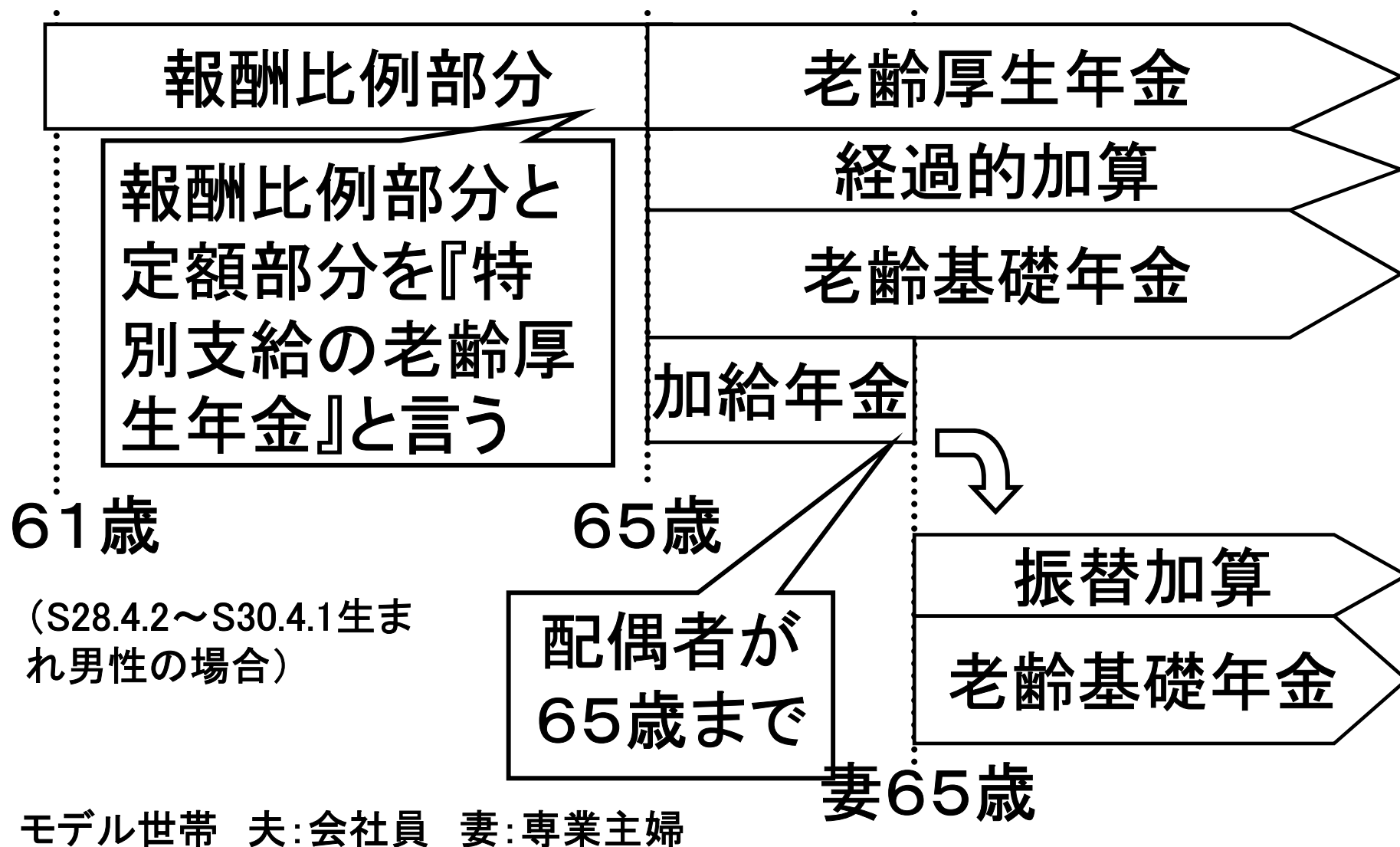
- 翌月末日が納期限、口座振替、クレカ払いも可能
- 前納や早割制度で、割引あり

試験のツボ!



1. 滞納した国民年金の保険料は、過去2年分に限り遡って納めることが可能。
2. 6カ月、12カ月、2年分の前納制度あり

老齡給付の全体像



■ 老齢基礎年金の支給要件

- ・65歳に達している
- ・受給資格期間が10年以上

受給資格期間

保険料納付済期間＋保険料免除期間＋合算対象期間

試験のツボ!



1. 合算対象期間は、受給資格期間に算入するが、年金額には反映されない。
2. 保険料免除期間 → 一部分、年金額に反映

■ 老齢基礎年金の年金額

- ・ 満額受給で、78万900円(法定額) × 改定率

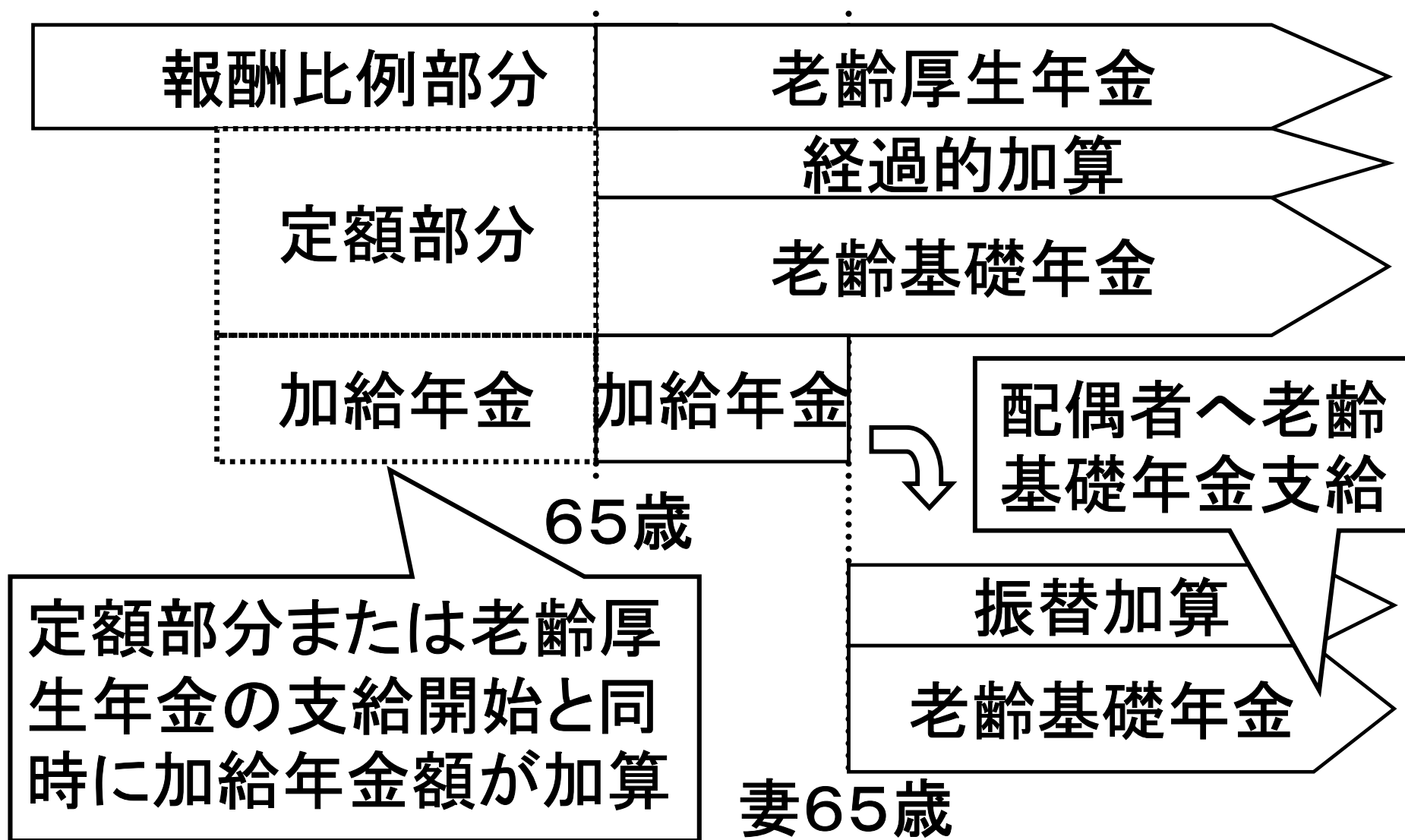
$$78万900円 \times 改定率 \times \frac{\text{納付済月数} + \text{免除期間月数}}{\text{加入可能期間}(480月)}$$

試験のツボ!



1. 保険料納付した期間が、加入可能期間である480月の場合に満額受給
2. 学生納付特例制度の適用後、追納しない場合は年金額に反映されない。

■ 加給年金額と振替加算



■ 付加年金

- ・ 国民年金の第1号被保険者で保険料を全額納付している者は、任意で付加年金に加入できる。
- ・ 月額400円を納付すると、老齢基礎年金に「200円×付加保険料納付月数」が上乘せされる。

試験のツボ!



1. 付加年金は、第2号被保険者と第3号被保険者には認められていない。
2. 国民年金基金加入者は、加入できない。

■ 繰上げ支給・繰下げ支給

- ・ 繰上げ支給(60歳～65歳未満に受給を希望)
 - ・・・1ヶ月あたり「0.5%」が減額される。
- ・ 繰下げ支給(66歳～70歳までに受給を希望)
 - ・・・1ヶ月あたり「0.7%」が増額される。

試験のツボ!



1. 減額または増額された年金額は、そのまま一生続くことになる。

9

出題頻度



老齡厚生年金



■ 65歳までの老齢厚生年金

- ・60歳以上
- ・1年以上厚生年金の被保険者期間
- ・老齢基礎年金の受給資格期間10年以上
 - ・・・①報酬比例部分 ②定額部分 ③加給年金

試験のツボ!



1. 昭和36年4月1日以前生まれ(男性)の老齢厚生年金では経過措置として特別支給の老齢厚生年金が支給される。

■ 65歳以降の老齢厚生年金

- ・65歳以上
- ・1ヶ月以上厚生年金の被保険者期間
- ・老齢基礎年金の受給資格期間10年以上
 - ・・・①老齢厚生年金②経過的加算 ③加給年金

試験のツボ!



1. 65歳までの厚生年金(＝特別支給の老齢厚生年金)は被保険者期間が1年以上ある必要があるが、65歳以降の老齢厚生年金は1ヶ月あればよい。

■ 加給年金額

・ 加給年金の受給要件

- ① 厚生年金の被保険者期間が20年以上
- ② (特別支給の) 老齢厚生年金を受給する
- ③ 一定要件を満たす配偶者または子がいる

試験のツボ!



1. 加給年金は定額部分と同時に始まり、配偶者65歳まで一定額が支給。
2. 振替加算額は配偶者の生年月日により決まるため、加給年金額と異なる。

■ 在職老齢年金

- ・ 60歳台以後も会社に勤める人が厚生年金に加入しながら受給する年金

60歳～ 65歳未満	総報酬月額と基本月額との合計額が28万円(法定額)を超える場合、(特別支給の)老齢厚生年金が減額される。
65歳以上	総報酬月額と基本月額との合計額が48万円(法定額)を超える場合、老齢厚生年金が減額される。

基本月額・・・加給年金を除く老齢厚生年金額を
12で除した額